

令和7年度第2回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和7年11月5日（水）

午後1時30分

場所：Mウィング 6Fホール

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 答申事項

第5期松本市地域福祉計画の策定について

（松福福第83号令和7年4月30日諮問）

(2) 諮問事項（予定）

ア 第5次松本市障がい者計画の策定について

イ 第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏 名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備 考
1	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟会長	児童福祉専門分科会	
2	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
3	海野 暁光	私立保育園・認定こども園代表	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会副会長
4	小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	
5	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	障害者福祉専門分科会	
6	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
7	栗田 幸一	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
8	小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
9	澤地 雅弘	長野県弁護士会	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
10	尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会会長
11	高津 千代子	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 松本事業所副所長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
12	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
13	中澤 芳江	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
14	羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会副会長
15	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
16	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
17	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
18	三村 仁志	長野県社会福祉士会 事務局長	地域福祉専門分科会	
19	向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
20	山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長

令和7年度松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会報告について

1 趣旨

社会福祉法に基づき、第5期松本市地域福祉計画（以下、「第5期計画」という。）の策定にあたり、松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で審議した結果について報告するものです。

2 経過

- R 7.
4. 3 0
- 松本市社会福祉審議会（以下、「社会福祉審議会」という。）諮問
5. 2 2
- 第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催
6. 1 6
- 松本市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施
- ～ 7. 4
8. 2 7
- 第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催
9. 1 9
- 第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催
- 1 0. 2 2
- 第4回社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催

3 第5期計画の概要

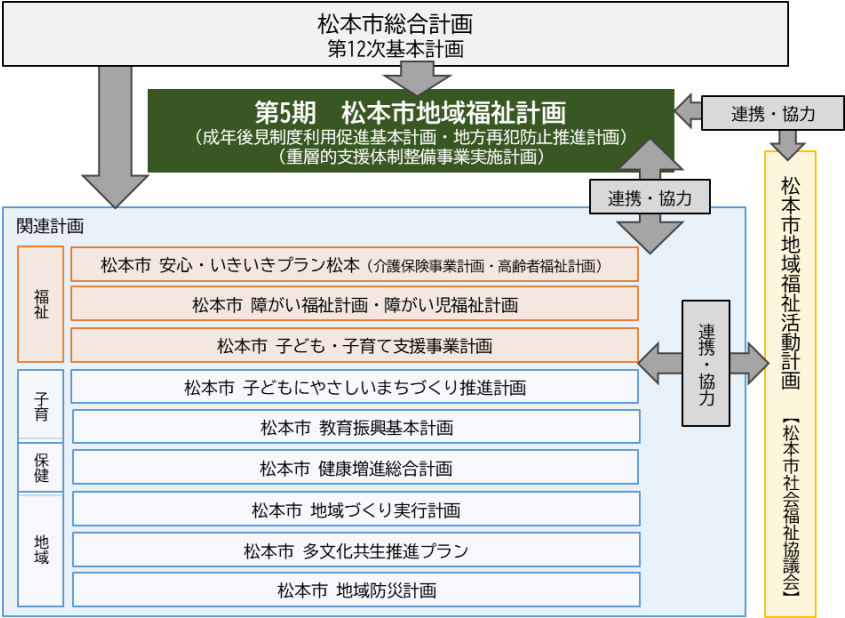
(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(2) 計画策定の考え方

ア 計画の位置付け

最上位計画の松本市総合計画のもと、健康福祉分野における関連計画の上位計画として位置付けるもので、第12次基本計画をはじめとする関連する諸計画と連携して整合が取れた計画とします。



イ 計画の方向性

第4期松本市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）を踏まえ、現状と課題を整理し、第5期計画では、令和5年3月に策定した「松本市誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」を統合し、あわせて松本市成年後見制度利用促進基本計画及び松本市再犯防止推進計画を包含するものとして一体的に策定するものです。

別紙1のとおり

(3) 計画の施策体系

別紙2のとおり

(4) 社会福祉審議会への報告

別添、地域福祉専門分科会答申（案）のとおり

4 今後の計画策定スケジュール（予定）

R7.	11.	5	社会福祉審議会
		10	社会福祉審議会（答申）
	12		市議会に計画（案）を協議
	12～	1	パブリックコメントの実施（30日間）
R8.	2		市議会にパブリックコメント等の結果及び計画（案）の報告
	3		第5期計画策定

5 今後の進め方

社会福祉審議会での答申を踏まえ、十分に議論を重ねるとともに、議会での協議、パブリックコメントによる市民の意見を反映させた計画を策定します。

第4期計画の現状と課題

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～

【現状】

- グループホームの利用や強度行動障害者の外出支援は、指標の目標値を達成した。
- 待機児童数は減少し、子どもの自己肯定感やメディアリテラシー指標は上昇した。
- 成年後見制度では、市民後見人の養成が進んでいない。

【課題】

- 団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスや医療の需要増が見込まれるため、介護予防と社会参加に注力すると共に、成年後見制度の更なる普及促進が求められる。
- 30代女性の幸福度が低いことから、さらなる子どもを産み育てやすい地域づくりを進める必要がある。

基本目標2 困りごとを解決する仕組みづくり ～包括的支援体制～

【現状】

- 地区担当保健師が22地区に常駐し、全世代を対象とした健康相談体制の構築と、地域包括支援センターも総合相談を実施し、地区生活支援員や地区福祉ひろばコーディネーター等が連携を深めることで、初期相談に対応できる体制を強化した。
- 令和6年4月にこども家庭センターを設置、5か所の子ども子育て安心ルームと22地区に常駐した保健師が母子保健コーディネーターの役割を担うなど、初期相談とその先の連携強化が図られた。

【課題】

- 民生委員・児童委員の負担軽減による担い手の確保が急務。
- 庁内各課の地区担当者や外部支援者との連携強化による相談支援体制の重層化
- 生活困窮者の自立に向けた関係機関連携による相談から自立までの切れ目のない包括的かつ継続的な支援都積極的なアウトリーチの実施が必要。
- 支援会議の対応能力の向上と業務委託等によるアウトリーチ対象者の拡大

基本目標3 みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～

【現状】

- 公民館利用者及び福祉ひろば利用者数は、コロナ前の数値に戻らないまま、目標値に届いていない。
- 町会加入率は微減傾向にあり、指標とした多様な主体との協働による取組み事業数も目標に至らず、

【課題】

- 地区公民館、地区福祉ひろばにおいて、世代や属性を超えた交流を推進して、住民同士の緩やかな関係づくりが求められる。
- 地域資源の掘り起こしや育成を進め、まちづくりや福祉の担い手確保が重要である。

市民アンケート結果

【目的】 近隣での支え合いやボランティアの実態、幸福度、今後担い手となる可能性、困難や不安を抱えたり孤立を感じる人の属性や相談状況を把握するため実施

○年代別幸福度は、50代男性と30代女性の幸福度が低く、担い手として期待しにくい。

○社会との関わりで満足度の高い人ほど幸福度が高く、社会参加の必要が認められる

○近隣関係に関して、「挨拶程度の付き合い」が6割の実態に対し、希望する関係は「相談ができ、助け合える関係」や「堅苦しくなく話し合える関係」を望む率が倍増している。

○支援を要する近隣者への関わりは、「自分のことで精一杯」が29.8%で最多となっているが、「できる範囲で支援したい」の回答も25.5%あり、特に70歳以上では4割前後に及ぶ。

計画の記載事項

社会福祉法第107条第1項の規定により、以下の内容を盛り込みます。

≪基本的記載事項≫

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第5期計画の方向性

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

・公的福祉制度に沿って、困難を抱えた人が日常生活を送るうえで必要な各種福祉サービスを提供できる基盤を整備します。

・上記のため、住民、社会福祉法人、企業、NPO法人等との協働によるケアや場づくりなどを推進します。

基本目標2 誰も取り残さない仕組みづくり

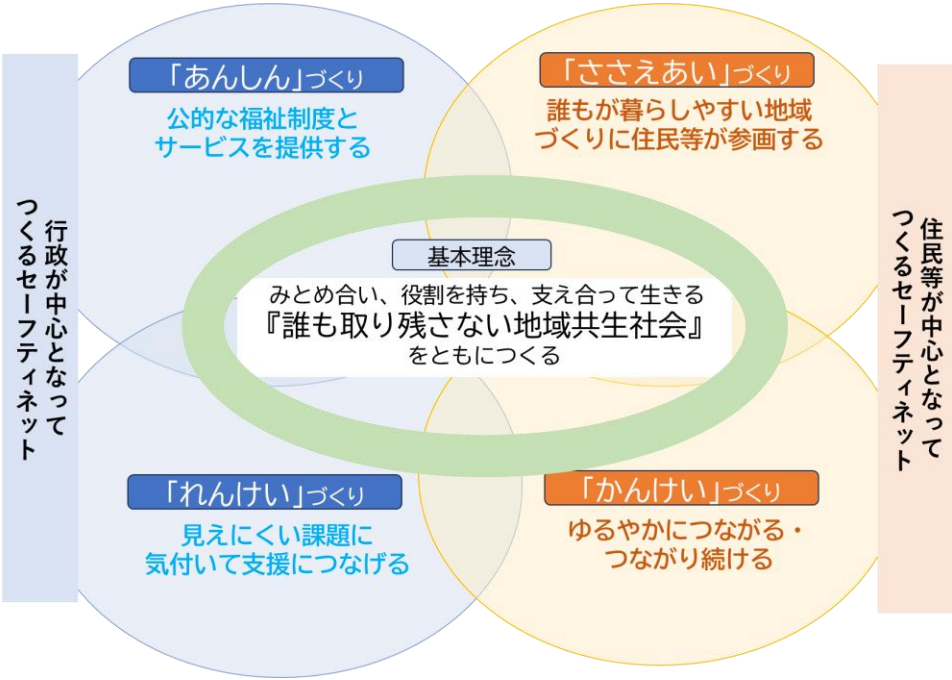
・分野別、対象別の公的福祉では対応が難しい「制度の狭間や複合化した問題」に対処するため、市役所内外の連携を強化します。

・重層的支援体制整備事業により包括的相談体制を強化するとともに、他機関・他分野の連携による適切な個別支援と社会参加につなげます。

1 基本理念（スローガン）

みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる
『誰も取り残さない地域共生社会』を
とものにつくる

行政・住民・社協・企業・NPO等が協働することで、4つのセーフティネットを構築することを目指します。4つのセーフティネットは、どれかに依存するのではなく、それぞれが機能し、連携することで、困難を抱えても安心して暮らせる、重層的なケアのある地域づくりを目指します。



2 基本目標

本計画では、めざす姿の実現に向けて、2つの基本目標を掲げて事業を展開します。

- 基本目標1:安心して暮らせるまちづくり
～公的な福祉の提供と協働による支援体制の推進～
- 基本目標2:誰も取り残さない仕組みづくり
～包括的支援体制と地域づくりの推進～

3 事業計画の構成

基本理念を土台として、2つの基本目標を達成するため、以下のとおり事業を展開します。

基本目標		施策の展開	
1	安心して暮らせるまちづくり ～公的な福祉の提供と協働による支援体制の推進～	1	子ども・若者支援の推進 【反映：第3期 子ども・子育て支援事業計画・こどもにやさしいまちづくり推進計画・第3次教育振興計画】
		2	高齢者福祉の推進 【反映：第9期 介護保険事業計画・高齢者福祉計画】
		3	障がい者福祉の推進 【反映：第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画】
		4	成年後見制度の利用促進 【本計画に包含：第2期 成年後見制度利用促進基本計画】
		5	生活困窮者支援の推進
		6	健康づくりの推進 【反映：松本市健康増進総合計画】
		7	多様性を受け入れる文化の推進 【反映：第4次 多文化共生推進プラン】
		8	再犯防止対策の推進 【本計画に包含：第2期 松本市再犯防止推進計画】
		9	防災減災の推進 【反映：地域防災計画】
2	誰も取り残さない仕組みづくり ～包括的支援体制と地域づくりの推進～	1	包括的な相談支援体制の推進【連携強化】
		2	個別支援・伴走型支援体制の推進【連携強化】
		3	社会参加・地域づくりの支援【連携強化】 【反映：地域づくり実行計画】
		4	福祉のまちづくり（地域共生社会）への支援
		5	福祉のまちづくりの担い手の育成 【反映：地域づくり実行計画】

第5期松本市地域福祉計画案への意見等について

提案者	意見等	第5期計画案の記載	担当課意見等
高齢者福祉 専門分科会 斉藤委員	1 アンケート結果を踏まえ、課題が焦点化された。ハード面の整備は進んでいるが、介護人材とICT活用で一部の働き手に偏重する負担の軽減を希望する。 2 住民の力の有効活用と関係各所との連携を上手に行うことが理想と思う。	アンケート報告書P25 地域福祉の推進で、市が力を入れることの最多は「高齢者福祉」の51.3%。次いで「子育て支援」の30.3% 計画書案P40 施策1-2 ■主な施策・取組み例の表中 ・ICT・外国人介護人材を活用した人材確保支援 ・事業者、関係機関等との連携の強化	【高齢福祉課・西部福祉課】 介護人材確保、ICT活用及び関係機関との連携を重要課題と捉え、優先的に進めてまいります。
児童福祉 専門分科会 福地委員	1 子どもにやさしいまちづくり、居場所づくりは、その必要性を明確にすることでより良い施策になる。県の第2次教育振興基本計画を参考にされたい。 アンケートには、子どもの遊び場や遊具が少なく、子どもがボール遊びや大声で遊べる場所の整備を要望する声がある。身近な公園、広場等の環境整備を連携して施策の実現ができればと考える。 また、経済的な格差で居場所の利用に差がでないよう、単身の子育て家庭でも利用できるような施策をお願いしたい。	アンケート報告書P28 自由記述(2)要望③子ども 子供が自由にボールを使ったり、大声で遊んだりできる場所の整備、周知(40代男性) p29 子どもの遊び場がない。(60代男性) 計画書案P39 施策1-1 ■主な施策・取組み例の表中 居場所づくりとして、・児童センター、福祉ひろば等の活用 アンケート報告書P26 自由記述(1)課題②障がい 母子家庭で生活が厳しい。将来に心配が募り補助が欲しい。(60代女性) 計画書案P39 施策1-1 ■主な施策・取組み例の表中 ・子ども食堂への支援 ・ひとり親家庭等への支援	【こども育成課】 子育て世代の方や当事者である子ども・若者の意見を伺いながら、様々なニーズを把握し、幅広い世代が遊べる屋内施設を含め、子どもの居場所、遊び場の整備拡充について、検討を進めていきます。 また、公園等については、関係課と連携し環境整備を進めていきたい。 【こども福祉課】 市の交付金を利用して開設している子どもの居場所(こども食堂)については、子どもであれば家庭環境の状況に関係なく誰でも無料で利用できるようになっています。周知を継続してまいります。
	2 初期相談体制の構築では、障害認定の時点で、コーディネーターや相談員を派遣する施策があれば良い。 家族に障害者がいて、食事づくりなど支援を受けたいと相談しても事業所一覧を提示されただけだった。 残された家族のことが不安なので初期段階でケアできる体制を希望する。	計画書案P41 施策1-3 ■施策の方向性の記述中「相談支援体制を強化することで、サービスを適切にコーディネートします。」に包含している。 ■主な施策・取組み例の表中 包括的相談支援体制の取組み例として・相談支援、・早期発見・対応支援 計画書案P50 施策2-1-1 ■主な施策・取組み例の表中 ③相談体制の充実 ④多様な相談経路の構築	【障がい福祉課・西部福祉課】 障がい福祉サービスの利用にあたっての認定調査時、調査員が自宅訪問してコーディネートしています。

障害者福祉 専門分科会 前野委員	1 アンケートではわからないが、障害者や高齢者の移動に不便が多いとの声を聞く。地域生活の中で、移動はとても大切であり、人材不足なので仕方がないでは済まされない。 地域福祉の目指すものとして、移動困難者及び移動困難地域をつくらず、減らしていくよう他部署と連携し進めることを追記してほしい。	アンケート報告書P27 自由記述(2)要望 75歳男性から、免許返納は日常生活の不便から踏み切れない。タウンズニーカーの新設増便、タウンチケットの割引 計画書案P40 施策1-2 ■主な施策・取組み例の表中 誰もが住みやすいまちづくりの推進の取組例として ・交通手段の確保 ・福祉100円バス助成事業 計画書案P41 施策1-3 ■主な施策・取組み例の表中 地域における生活支援の取組み例として ・移動支援	【障がい福祉課・西部福祉課】 福祉100円バス助成事業の継続、移動支援系サービスの更なる充実 【高齢福祉課・公共交通課】 ・取組例に「交通空白地有償運送事業」を追記しました。 ・移動困難者をできる限り支援する体制を、庁内関係課と連携して取り組みます。
障害者福祉 専門分科会 山崎委員	P76 資料編中 イ 障害者相談支援事業 松本市障がい者総合相談支援センターの受託法人のなかに、NPO法人ハートラインまつもとが入っていない。	P79 資料編中 イ 障害者相談支援事業 社会福祉法人信濃友愛会 社会福祉法人中信社会福祉協会 社会福祉法人アルプス福祉会 特定非営利活動法人ケ・セラ	【障がい福祉課】 社会福祉法人アルプス福祉会 特定非営利活動法人ケ・セラ 社会福祉法人信濃友愛会 社会福祉法人中信社会福祉協会 特定非営利活動法人ハートラインまつもと 以上、5法人 【福祉政策課】 特定非営利活動法人ハートラインまつもとを追記しました。

(案)

令和7年11月5日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

「第5期松本市地域福祉計画の策定について」(答申)

令和7年4月30日付け松本市諮問松福福第83号をもって当審議会
に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

地域福祉専門分科会答申（案）

令和８年度から５か年を計画期間とした「第５期松本市地域福祉計画」の策定にあたり必要な事項は、下記のとおりです。

記

１ 策定に必要な事項

(1) 安心して暮らせるまちづくり

- ア 子ども・若者支援の推進
- イ 高齢者福祉の推進
- ウ 障がい者福祉の推進
- エ 成年後見制度の利用促進（要約）
- オ 生活困窮者支援の推進
- カ 健康づくりの推進
- キ 多様性を受け入れる文化の推進
- ク 再犯防止対策の推進（要約）
- ケ 防災減災の推進

(2) 誰も取り残さない仕組みづくり

- ア 包括的な相談支援体制の推進
- イ 個別支援・伴走型支援体制の推進
- ウ 社会参加・地域づくりの支援
- エ 福祉のまちづくり（地域共生社会）への支援
- オ 福祉のまちづくりの担い手の育成

(3) 第２期松本市成年後見制度利用促進基本計画及び第２期松本市再犯防止推進計画を包含した計画とする。

２ 意見等

- (1) 多様な主体が連携していくことが必要不可欠であり、分野ごとの壁を超えて地域においても多様な担い手が現状を理解し、誰も取り残さない役割が持てる地域づくりを進めていける計画とすること。
- (2) 社会福祉協議会と市の関係について、お互いの機能、役割分担を明確にして一般市民にわかりやすいように連携する部分を示すこと。
- (3) これまでの計画は高齢者福祉から始まっていたが、子ども・若者支援を一番最初に持ってきたことは良いと思う。子どもたちを地域の一員として認め、子どもも高齢者も役割を持って活動できる土壌をつくっていくようにすること。
- (4) 第４期計画の基本理念「認め合い、役割を持ち、支えあって生きる」の中に制度の狭間にある人を救えるように、制度の狭間に落ち込んでしまった人にも光が当たるような表現を盛り込むこと。

- (5) 幸福度と社会的つながりは連動していると伺われ、幸福度が下がっている世代への福祉的アプローチを検討すること。また、社会との関わりを増していくことで幸福度があがる可能性があり、ボランティア育成に力を入れること。
- (6) 計画案の中に「連携」という言葉が多く使われている。この「連携」については、具体的に分りやすく示すようにすること。

【松本市成年後見制度利用促進基本計画について】

- (7) 成年後見制度では、成年後見制度の利用促進とともに、成年後見制度利用支援事業を活用できるように関係機関との連携をとり、地域連携ネットワークのさらなる強化をしていくこと。

【松本市再犯防止推進計画について】

- (8) 再犯防止の取組みは、中々活動が広がらず周知活動の拡充が望まれる。
また、少年犯罪は家庭環境に大きな影響を受けているため、保護者を支える必要性が高く、実際の人間関係において「つながり」を学べる機会が大切である。

第2回松本市社会福祉審議会資料
7. 1 1. 5
障がい福祉課

(諮問事項)

第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画
(第4期松本市障がい児福祉計画) の策定について

1 趣 旨

現行の「第4次松本市障がい者計画」及び「第7期松本市障がい福祉計画(第3期松本市障がい児福祉計画)」がともに令和8年度で計画期間が終了することに伴い、引き続き障がい者施策の充実強化を図るため、現行計画の見直しを行い、新たに計画を策定するものです。

2 計画の法的位置付け

名称	根拠法令	内容	計画策定期間	所管
障害者計画	障害者基本法	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期計画	法律上の規定なし	内閣府
障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の実施に関する計画	3年間	厚生労働省
障害児福祉計画	児童福祉法	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画	3年間	こども家庭庁

3 経 過

(1) 障害者計画

- H 9. 3 松本市障害者福祉長期行動計画策定(平成9年度～平成18年度)
- 19. 3 誰もが輝く福祉プラン松本策定(平成19年度～平成28年度)
- 29. 3 第3次松本市障害者計画策定(平成29年度～令和3年度)
- R 4. 9 第4次松本市障がい者計画策定(令和4年度～令和8年度)

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画

H18. 10	～	H21. 3	第1期障害福祉計画	
21. 4	～	24. 3	第2期障害福祉計画	
24. 4	～	27. 3	第3期障害福祉計画	
27. 4	～	30. 3	第4期障害福祉計画	
30. 4	～	R 3. 3	第5期障害福祉計画	第1期障害児福祉計画
R 3. 4	～	6. 3	第6期障害福祉計画	第2期障害児福祉計画
6. 4	～	9. 3	第7期障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画

4 計画の概要について

(1) 基本的な考え方

これまで進めてきた、障がいのある方も社会の構成員として地域で暮らす「共生社会」の実現の基本理念を継承しながら、地域移行や就労支援など社会参加を促進する事業を中心に、障がい者を地域全体で支える施策の推進を目指します。

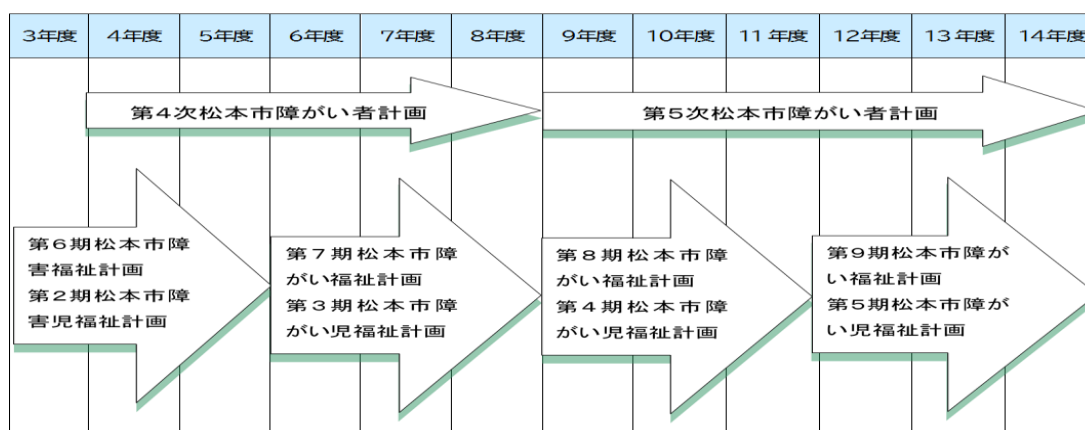
また、障害者総合支援法において、障がい者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨が規定され、指定事業者等や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」が重要な取組として位置付けられたことを踏まえ、障がい者が日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、障がい者自らの意思による社会参加、社会貢献の実現を目指す計画とします。

(2) 計画期間

令和8年度をもって、障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画双方の計画期間が終了することから、次期計画については、その終期を合わせた一体的な計画として策定します。

計画期間は、令和9年度～令和14年度の6年間とします。

なお、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度（令和11年度）を障害者計画の中間評価年度とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については当該年度に次期計画を策定します。



5 今後の予定

年度	時期	内容
令和 7年度	10～11	アンケート内容について業者との打ち合わせ
	11	障害者福祉専門分科会構成員からアンケート内容について意見聴取、協議（11/14 までに内容確定）
	11/5	松本市社会福祉審議会（計画案について協議。諮問は11/10）
	12	アンケート調査の実施（12/2 発送、12/15 締切）
	8. 1～2	アンケート調査の分析（業者）
	1	松本市自立支援協議会（計画策定について報告）
	2	市議会厚生委員協議会（計画策定について報告）
	3	障害者福祉専門分科会（アンケート結果報告、計画案について協議）
令和 8年度	4～9	障害者福祉専門分科会（計画案について協議）
	11	社会福祉審議会から計画案について答申
	12	市議会厚生委員協議会（計画案について協議）
	12～9. 1	パブリックコメント
	2	市議会厚生委員協議会（計画について報告）
	2	障害者福祉専門分科会（計画について報告）
	3	松本市自立支援協議会（計画について報告）

(諮問事項)

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
「安心・いきいきプラン松本」の策定について

1 趣旨

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第9期計画」という。）が令和8年度で期間満了となるため、次期、第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第10期計画」という。）の策定について諮問するものです。

2 計画の概要

介護保険法に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法に規定する高齢者福祉計画は3年ごとに策定する計画です。

厚生労働大臣の定める基本指針に即して、高齢者が必要とするサービスを見込み、それに対応するサービス提供体制を策定します。

本計画の円滑かつ適正な推進により、高齢者等が住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる体制整備を図ります。

3 主な記載内容

- (1) 基本理念・基本目標
- (2) 高齢者人口・要介護者数の推計
- (3) 必要な介護サービス種類ごとの量の見込み
- (4) サービス提供のための施設整備計画
- (5) 地域支援事業の内容及び量の見込み
- (6) 介護保険料の設定
- (7) 地域包括ケアシステム（※1）の構築方針
- (8) 介護予防の取り組み
- (9) 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

（※1）高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、関係機関との連携や地域住民の参画と協働により、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

4 第9期計画（令和6～8年度）について

(1) 計画の趣旨

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通しながら、「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、第8期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画としました。



(2) 基本理念

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、市民と行政、更に、地域でつながる全ての人々が支えあい、誰一人取り残さない地域福祉づくりを進めます。そして、「一人ひとりが自分らしく生き、シンカ（深化、進化）しながら支えあうまち」を目指します。

5 第10期計画（令和9～11年度）について

(1) 主な検討事項

85歳以上人口の増加とそれに伴う医療と介護の複合ニーズを抱える方、認知症を抱える方や独居の高齢者の増加に対応する必要があります。また、生産年齢人口の減少に伴い、より一層介護人材の確保が課題となっています。

(2) 本市の現状

本市の推計でも、85歳以上人口は2040年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。今後更に進展が予測される超少子高齢化社会に対応するため、施設整備計画の進捗状況と利用者ニーズ等を総合的に勘案し、より実効性の高い介護保険サービスの基盤整備の再検討が必要です。

6 策定のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|----------------------------|
| R 7. | 1 1 | 社会福祉審議会 諮問 |
| | 1 2 | 市議会に計画策定の報告
高齢者等実態調査の実施 |
| R 8. | 2 ~ | 1 1 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 協議 |
| | 6 | 市議会に実態調査結果の報告 |
| | 1 1 | 社会福祉審議会 答申
市議会に計画案の協議 |
| | 1 2 | パブリックコメント実施 |
| R 9. | 1 | 市議会に計画案の協議 |
| | 2 | 市議会に条例改正（介護保険料改定）議案提出 |
| | 3 | 第10期計画策定 |

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各 1 人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
 - 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。
- (審査部会)

第 8 条 社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和 2 6 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
健康福祉 2 1 市民会議委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
社会福祉	委員及び臨時委員		7, 0 0 0	4, 9 0 0
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7, 0 0 0	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

- 4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号。以下「政令」という。）第３条第１項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務１回当たりの報酬の額」とする（政令第３条第１項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉２１市民会議条例等の廃止）

- 3 松本市健康福祉２１市民会議条例（平成１３年条例第５４号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３６号）は、廃止する。

令和7年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	加藤 琢江	
	福祉政策課長	豊原 広幸	
	障がい福祉課長	西村 恵美	
	高齢福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子	
	西部福祉課	荻上 寿子	